

令和5年2月焼津市議会定例会提出議案及び議案等審議結果

＜当局等提出議案＞

人事案件5件、予算案件20件、条例案件23件、一般案件1件、市長報告事件6件、教育委員会報告案件1件、監査委員報告事件4件で、合計60件。

当局提出による議案

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
認第1号	焼津市副市長の選任について 【人事課】	地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。 1 選任しようとする者 下山晃司（再任） 2 任期 令和5年4月1日～令和9年3月31日（4年間）	全会一致 同意
認第2号	焼津市副市長の選任について 【人事課】	地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。 1 選任しようとする者 福與直己（再任） 2 任期 令和5年4月1日～令和9年3月31日（4年間）	全会一致 同意
認第3号	焼津市監査委員の選任について 【人事課】	地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。 議会選出 内田修司（うちだしゅうじ）議員	全会一致 同意
認第4号	人権擁護委員候補者の推薦について 【くらし安全課】	人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。 1 任期満了委員 武藤恵美子氏 令和5年6月30日任期満了 2 推薦しようとする者 武藤恵美子氏（再任） 3 任期 3年	全会一致 同意
認第5号	人権擁護委員候補者の推薦について 【くらし安全課】	人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。 1 任期満了委員 石野恵一氏 令和5年6月30日任期満了 2 推薦しようとする者 見城美妃氏（新任） 3 任期 3年	全会一致 同意
議第1号	令和5年度焼津市一般会計予算案 【関係課】	予算総額577億7,600万円 限られた財源を必要な政策に効果的に投入し、健全財政を維持していく中で、第6次焼津市総合計画第2期基本計画の各施策の推進を図り、焼津市の未来と市民生活の向上に結び付けることを目指す。	賛成多数 原案可決

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
議第2号	令和5年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案 【下水道課】	当初予算額 4億5,260万円	全会一致 原案可決
議第3号	令和5年度焼津市土地取得事業特別会計予算案 【管財課】	当初予算額 4億6,680万円	全会一致 原案可決
議第4号	令和5年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案 【国保年金課・健康づくり課・納税促進課】	当初予算額 133億1,990万円	賛成多数 原案可決
議第5号	令和5年度焼津市温泉事業特別会計予算案 【観光交流課】	当初予算額 1億6,120万円	全会一致 原案可決
議第6号	令和5年度焼津市駐車場事業特別会計予算案 【道路課】	当初予算額 950万円	全会一致 原案可決
議第7号	令和5年度焼津市介護保険事業特別会計予算案 【地域包括ケア推進課・介護保険課】	当初予算額 137億7,090万円	全会一致 原案可決
議第8号	令和5年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案 【国保年金課】	当初予算額 19億7,000万円	全会一致 原案可決
議第9号	令和5年度焼津市港湾事業特別会計予算案 【大井川港管理事務所】	当初予算額 3億8,380万円	全会一致 原案可決
議第10号	令和5年度焼津市水道事業会計予算案 【水道総務課】	収益的收入 22億8,800万円 収益の支出 21億5,596万2千円	賛成多数 原案可決
		資本的收入 6億1,957万8千円 資本の支出 18億9,076万6千円	
議第11号	令和5年度焼津市病院事業会計予算案 【企画経理課】	収益的收入 148億669万4千円 収益の支出 148億496万円	全会一致 原案可決
		資本的收入 23億9,744万9千円 資本の支出 26億8,185万5千円	

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
議第12号	令和5年度焼津市公共下水道事業会計予算案 【下水道課】	収益的収入 18億9,956万6千円 収益的支出 19億4,550万9千円 資本的収入 13億8,534万6千円 資本的支出 20億8,672万1千円	賛成多数 原案可決
議第13号	令和4年度焼津市一般会計補正予算(第10号)案 【関係課】	歳入歳出それぞれ12億5,896万4千円の増額補正。歳出予算において、生活応援事業費、生活者消費支援特別給付事業費、ふるさと納税推進事業費等の経費を追加し、及び変更するとともに、歳入においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、その他の国庫支出金及び県支出金を追加し、及び変更するとともに、普通交付税及びふるさと寄附金の増額を行うほか、整理統合する各基金の取り崩し等に伴う繰入金の変更を行う。 また、繰越明許費及び地方債の補正を行う。 補正後予算額612億815万5千円	全会一致 原案可決
議第14号	令和4年度焼津市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)案 【管財課】	先行取得すべき物件が生じなかったことなどに伴い、歳入歳出それぞれ4億6,041万円の減額補正。 補正後予算額329万円	全会一致 原案可決
議第15号	令和4年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)案 【国保年金課】	保険医療機関等に支払う診療報酬の増加に伴い、歳入歳出それぞれ3億2,865万8千円の増額補正。 補正後予算額135億2,430万3千円	全会一致 原案可決
議第16号	令和4年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第2号案) 【介護保険課】	過年度の保険料に係る過誤納額の還付の増加に伴い、歳入歳出それぞれ19万5千円の増額補正。 補正後予算額135億797万2千円	全会一致 原案可決
議第17号	令和4年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)案 【国保年金課】	保険基盤安定負担金及び前年度繰越金の確定に伴い、歳入歳出それぞれ927万6千円の増額補正。 補正後予算額19億7,962万4千円	全会一致 原案可決
議第18号	令和4年度焼津市病院事業会計補正予算(第3号)案 【企画経理課】	収益的収入において、新型コロナウイルス感染症患者等病床確保事業に係る県補助金として4億5,686万7千円、外来収益1億684万円の増額を行い、また収益的支出においては、新型コロナウイルス感染症による発熱外来患者への調剤処方増加に伴い、薬品費8,000万円の増額を行うとともに、併せて薬品に係るたな卸し資産購入限度額の増額を行う。	全会一致 原案可決

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
議第19号	焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【人事課】	焼津市職員ワーク・ライフ・バランス推進計画に基づき、働きながら育児又は介護を行う職員の育児又は介護と職業生活の両立を支援するため、早出遅出勤務を認めることその他所要の改正を行おうとするもの 施行期日 令和5年4月1日	全会一致 原案可決
議第20号	焼津市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【管財課】	普通財産及び行政財産を公用等で使用する国に貸し付け等をするとき、時価よりも低い価額で貸し付け等を行うことができるとともに、物品を公益上の必要により国に貸し付けるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができることとしようとするもの 施行期日 公布の日	全会一致 原案可決
議第21号	焼津市公共施設等整備基金条例の制定について 【財政課】	設置の目的を達成し、又は今後活用する具体的な予定がない3つの基金に属する資金を有効活用するため、これらの基金を廃止するとともに、新たに、公用又は公共用に供するために設置する施設の整備及び維持保全に要する経費に充てることを目的とする焼津市公共施設等整備基金を設置しようとするもの 施行期日等 (1)公布の日。ただし、次の(2)の廃止は令和5年4月1日から施行する。 (2)3つの基金条例の廃止 ア 焼津市公用施設建設基金条例 イ 焼津市学校建設基金条例 ウ 焼津市都市整備事業基金条例	全会一致 原案可決
議第22号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 【建築指導課】	建築確認申請手数料等の減免について所要の改正を行うとともに、建築基準法の改正並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律の改正による省エネ建築物の認定における確認方法の追加に伴い、関連する手数料を定めた規定について所要の改正を行おうとするもの 1 改正の概要 (1)建築確認申請手数料等の減免について (2)建築基準法の改正に伴う認定申請手数料について (3)省エネ建築物に関する誘導仕様基準の創設に伴う手数料について 2 施行期日等 (1)施行期日 公布の日。ただし、上記1(2)の改正は、令和5年4月1日から施行する。 (2)経過措置 上記1(1)及び(3)による改正後の規定は、公布の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。	全会一致 原案可決

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
議第23号	焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ課】	<p>施設の利用に対する利用者負担の見直しに伴い、市民以外の者が負担する使用料を改正しようとするもの</p> <p>1 改正の概要 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が施設を使用する場合は、別で定める額の100パーセントに相当する額を加算することとする。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1)施行期日 令和5年10月1日</p> <p>(2)経過措置 改正後の規定は、令和5年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用する。</p>	賛成多数 原案可決
議第24号	焼津市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について【文化振興課】	<p>施設の利用に対する利用者負担の見直しに伴い、市民以外の者が負担する使用料を改正しようとするもの</p> <p>1 改正の概要 焼津市民以外の者がホール等を使用するときは、別に定める額の100パーセントに相当する額を加算することとする。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1)施行期日 令和5年10月1日</p> <p>(2)経過措置 改正後の規定は、令和5年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用する。</p>	賛成多数 原案可決
議第25号	焼津市公民館条例の一部を改正する条例の制定について【スマイルライフ推進課】	<p>施設の利用に対する利用者負担の見直しに伴い、市民以外の者が負担する使用料を改正しようとするもの</p> <p>1 改正の概要 焼津市民以外の者（焼津市内に在学又は在勤の者を除く。）が会議室等及び附属設備を使用するときは、別に定める額の100パーセントに相当する額を加算することとする。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1)施行期日 令和5年10月1日</p> <p>(2)経過措置 改正後の規定は、令和5年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用する。</p>	賛成多数 原案可決
議第26号	焼津市ふれあいギャラリー条例の制定について【文化振興課】	<p>市民の文化芸術活動及び生涯学習の場として市民の利用に供するために設置する焼津市ふれあいギャラリーの管理について、おおむね次のとおり必要な事項を定めるもの</p> <p>1 名称及び位置 焼津市ふれあいギャラリー 焼津市本町五丁目6番1号</p> <p>2 開館時間及び休館日</p> <p>(1)開館時間 午前9時から午後9時まで</p> <p>(2)休館日</p> <p>ア 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>イ ギャラリーの使用を許可した日以外の日</p> <p>3 使用の許可</p> <p>4 使用料の納付、減免等</p> <p>5 施行期日 令和5年4月1日</p>	賛成多数 原案可決

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
議第27号	焼津市総合グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ課】	<p>施設の利用に対する利用者負担の見直しに伴い、市民以外の者が負担する使用料を改正しようとするもの</p> <p>1 改正の概要 市内在住、在学又は在勤の者以外の者がテニス場を使用する場合の使用料について、別で定める額のとおり改正する。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1)施行期日 令和5年10月1日</p> <p>(2)経過措置 改正後の規定は、令和5年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用する。</p>	賛成多数 原案可決
議第28号	焼津市スポーツ広場条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ課】	<p>施設の利用に対する利用者負担の見直しに伴い、市民以外の者が負担する使用料を改正しようとするもの</p> <p>1 改正の概要 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が別で定める照明設備を使用する場合は、別で定める額の100パーセント相当する額を加算することとする。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1)施行期日 令和5年10月1日</p> <p>(2)経過措置 改正後の規定は、令和5年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用する。</p>	賛成多数 原案可決
議第29号	焼津市漁船員テニス場条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ課】	<p>施設の利用に対する利用者負担の見直しに伴い、市民以外の者が負担する使用料を改正しようとするもの</p> <p>1 改正の概要</p> <p>(1)市内在住、在学又は在勤の者以外の者がテニス場を使用する場合の使用料について、別で定める額のとおり改正する。</p> <p>(2)午前8時から午後6時までの間に照明設備を使用する場合において市内在住、在学又は在勤の者以外の者がテニス場使用料に加えて納付すべき1時間当たりの使用料を1,200円に引き上げる。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1)施行期日 令和5年10月1日</p> <p>(2)経過措置 改正後の規定は、令和5年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用する。</p>	賛成多数 原案可決

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
議第30号	焼津市総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について 【地域福祉課】	<p>施設の利用に対する利用者負担の見直しに伴い、市民以外の者が負担する使用料を改正しようとするもの</p> <p>1 改正の概要 市内に住所を有する者（市内に在学又は在勤の者を含む。）以外の者又は市内に事務所を有する法人その他の団体以外のもので施設及び附属設備を使用する場合は、別で定める額の100パーセントに相当する額を加算することとする。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1)施行期日 令和5年10月1日</p> <p>(2)経過措置 改正後の規定は、令和5年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用する。</p>	賛成多数 原案可決
議第31号	焼津市大井川福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について 【地域福祉課】	<p>施設の利用に対する利用者負担の見直しに伴い、市民以外の者が負担する使用料を改正しようとするもの</p> <p>1 改正の概要 市内に住所を有する者（市内に在学又は在勤の者を含む。）以外の者又は市内に事務所を有する法人その他の団体以外のもので大広間等の施設を使用する場合は、別で定める額の100パーセントに相当する額を加算することとする。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1)施行期日 令和5年10月1日</p> <p>(2)経過措置 改正後の規定は、令和5年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用する。</p>	賛成多数 原案可決
議第32号	焼津市奨学金条例を廃止する条例の制定について 【地域福祉課】	<p>いわゆる高校の授業料無償化や、国や都道府県の教育ローン等の類似する他の奨学金制度の充実により、奨学金の貸与を受けようとする者が減少したことを踏まえ、焼津市奨学金条例及び奨学事業の実施を目的とする焼津市奨学事業基金を定めた焼津市奨学事業基金条例を廃止しようとするもの</p> <p>施行期日等</p> <p>(1)施行期日 令和5年4月1日</p> <p>(2)経過措置 この条例の施行の際現に廃止前の焼津市奨学金条例の規定に基づき奨学生の決定を受けている者について同条例中関係する規定は、この条例の施行後も、なお効力を有するものとする。</p>	賛成多数 原案可決

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
議第33号	焼津市ターントクルこども館条例の一部を改正する条例の制定について 【子育て支援課】	指定管理者制度の導入に伴い、おおむね次のとおり焼津市ターントクルこども館条例（以下「条例」という。）について、所要の改正を行うもの 1 改正の概要 (1)開館時間の明記 (2)駐車場使用料の改正 (3)指定管理者制度の導入に伴う改正 ア 指定管理者の業務 イ 利用料金の設定等 ウ その他指定管理者の権限 2 施行期日等 (1)施行期日 上記1 (1)及び(2)並びに2 (3)は公布の日から、上記1 (3)及び2 (2)は令和6年4月1日から施行する。 (2)令和6年4月1日において、この条例による改正前の条例の制定に基づきされた申請、許可その他の行為は、改正後の条例の相当規定に基づきされた申請、許可その他の行為とみなすこととする。 (3)上記1 (3)の改正後の条例に基づく指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、令和6年4月1日前においても行うことができることとする。	賛成多数 原案可決
議第34号	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 【保育・幼稚園課】	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの 1 改正の概要 (1)民法及び児童福祉法において、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、関係する規定を削除する。 (2)所定の要件を満たす特定地域型保育事業者について、代替保育に係る連携施設及び当該事業者による保育の提供の終了後における満3歳未満保育認定子どもに対する教育又は保育の継続的な提供に係る連携施設の確保の義務を緩和する。 2 施行期日 令和5年4月1日。ただし、上記1 (1)の改正は、公布の日から施行する。	全会一致 原案可決

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
議第35号	焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 【家庭・子ども支援課】	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの 1 改正の概要 (1)放課後児童健全育成事業者に対し、事業所ごとに、当該事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることを義務付ける。 (2)自動車を運行する放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により、その所在を確認することを義務付ける。 (3)放課後児童健全育成事業者に対し、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施する等のための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努力義務を課す。 2 施行期日等 (1)施行期日 令和5年4月1日 (2)経過措置 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は、上記1(1)の改正による安全計画の策定及び当該計画に基づく必要な措置については、努力義務とする。	全会一致 原案可決
議第36号	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 【保育・幼稚園課】	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの 1 改正の概要 (1)家庭的保育事業者等について、連携施設の確保の義務を緩和する。 (2)家庭的保育事業者に対し安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることを義務付ける。 (3)自動車を運行する家庭的保育事業者等に対し、乳幼児の乗車及び降車の際に、その所在を確認することを義務付けるとともに、送迎を目的とした自動車には、ブザーその他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置を備え、降車時に所在の確認を行うことを義務付ける。 (4)民法及び児童福祉法において、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、関係する規定を削除する。 2 施行期日等 (1)施行期日 令和5年4月1日。ただし、上記1(4)の改正は、公布の日から施行する。 (2)経過措置 上記1(3)の義務の履行が困難な事情があるときは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、自動車にブザー等を備えないことができる。この場合においては、乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の装置に代わる措置を講じて乳幼児の所在の確認を行わなければならない。	全会一致 原案可決

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
議第37号	焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 【国保年金課】	健康保険法施行令等の一部を改正する政令による出産育児一時金の支給金額の引き上げに鑑み、本市の国民健康保険による出産育児一時金の支給金額についても同様に引き上げようとするもの 1 改正の概要 被保険者が出産した場合に、当該被保険者が属する世帯の世帯主に支給する出産育児一時金の額を42万円から50万円に引き上げる。 2 施行期日等 (1)施行期日 令和4年4月1日 (2)経過措置 上記1による改正後の条例の規定は、令和5年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。	全会一致 原案可決
議第38号	焼津市大井川河川敷運動公園管理条例の一部を改正する条例の制定について 【スポーツ課】	施設の利用に対する利用者負担の見直しに伴い、市民以外の者が負担する使用料を改正しようとするもの 1 改正の概要 市内在住、在学又は在勤の者以外の者がスポーツ広場、陸上競技場及び管理棟会議室を使用する場合は、別で定める額の100パーセント相当する額を加算することとする。 2 施行期日等 (1)施行期日 令和5年10月1日 (2)経過措置 改正後の規定は、令和5年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用する。	賛成多数 原案可決
議第39号	焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について 【下水道課】	令和4年12月16日付けで焼津市長に対しなされた焼津市下水道使用料等審議会の答申を踏まえ、下水道使用料を引き上げようとするもの 1 改正の概要 下水道使用料を別のおり引き上げる（改定率17%） 2 施行期日等 (1)施行期日 令和5年4月1日 (2)経過措置 この条例による改正後の下水道使用料の規定は、令和5年7月分として徴収する使用料から適用し、同年6月分以前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。	賛成多数 原案可決

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
議第40号	焼津市下水処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する制定について 【下水道課】	受益者負担の公平性の確保及び施設の安定的な維持管理を目的とした使用料の見直しに伴い、下水処理場使用料を引き上げようとするもの 1 改正の概要 (1)下水処理場使用料を別のとおり引き上げる。 (2)月の中途において使用を開始等した場合で汚水量が5 m ³ 以下のときに使用料を半額とする特例を適用するための「使用日数が15日未満のとき」という要件について、「使用日数が15日以内のとき」と変更する。 2 施行期日等 (1)施行期日 令和5年4月1日 (2)経過措置 ア 上記1(1)による改正後の規定は、令和5年7月分として徴収する使用料から適用し、同年6月分以前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。 イ 上記1(2)による改正後の規定は、令和5年4月分として徴収する使用料から適用し、同年3月分以前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。	全会一致 原案可決
議第41号	焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【病院経営戦略課】	透析の外来患者等の治療体制の拡充を図るための病棟の機能転換に伴い、一般病床の数を471床から423床に変更しようとするもの 施行期日：公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において病院事業管理者が企業管理規程で定める日から施行する。	賛成多数 原案可決
議第42号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について 【納税促進課】	静岡地方税滞納整理機構の事務所の位置を静岡市から藤枝市に変更することを内容とする規約の変更について、地方自治法第291条の3第3項の規定により関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。 施行期日：令和5年10月1日	全会一致 可決
議第43号	令和4年度焼津市一般会計補正予算(第10号)案 【関係課】	歳入歳出それぞれ6億2,645万円の増額補正。歳出予算において、小学校教育環境整備事業費(物価高克服経済対策)、中学校教育環境整備事業費(物価高克服経済対策)及び公共施設保全計画実施プログラム推進事業費(小学校)の追加及び変更を行うとともに、歳入においては、財源として見込まれる国庫支出金の追加やふるさと寄附金基金の取崩しに伴う繰入金増額を行う。 また、繰越明許費及び地方債の補正を行う。 補正後予算額618億3,460万5千円	全会一致 原案可決

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
議第44号	令和5年度焼津市一般会計補正予算(第1号)案 【関係課】	歳入歳出それぞれ1,912万9千円の増額補正。歳出予算において、新型コロナウイルスワクチン接種費、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者移動支援事業費等の経費の追加を行うとともに、議第43号により前倒しして実施する小学校教育環境整備事業費等の経費の減額を行う。歳入においては、財源として見込まれる新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などの国庫支出金の増額等を行うとともに、議第43号により前倒しして事業を実施することに伴い、ふるさと寄附金基金繰入金等の減額を行う。 また、地方債の廃止を行う。 補正後予算額577億9,512万9千円	全会一致 原案可決
報第1号	専決処分事件の報告について(交通事故に起因する損害賠償事件について) 【課税課】	地方自治法第180条第2項の規定による報告	了承
報第2号	専決処分事件の報告について(公の営造物の管理瑕疵に起因する損害賠償事件について) 【政策企画課】	地方自治法第180条第2項の規定による報告	了承
報第3号	専決処分事件の報告について(道路管理瑕疵による歩行者店頭事故に起因する損害賠償事件について) 【土木管理課】	地方自治法第180条第2項の規定による報告	了承
報第4号	専決処分事件の報告について(交通事故に起因する損害賠償事件について) 【政策企画課】	地方自治法第180条第2項の規定による報告	了承
報第5号	専決処分事件の報告について(交通事故に起因する損害賠償事件について) 【環境課】	地方自治法第180条第2項の規定による報告	了承
報第6号	専決処分事件の報告について(交通事故に起因する損害賠償事件について) 【地域福祉課】	地方自治法第180条第2項の規定による報告	了承
焼111-226号	令和4年度焼津市教育委員会事業評価報告書(令和3年度事業) 【教育総務課】	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告	了承

議案番号	議案名 []内は担当課	議案の内容	審議結果
焼154-73号	令和4年11月分例月出納検査報告書	地方自治法第235条の2第3項の規定による報告。	了承
焼154-80号	令和4年12月分例月出納検査報告書	地方自治法第235条の2第3項の規定による報告。	了承
焼154-85号	令和4年度 定期監査、学校等監査、財政援助団体等監査及び工事監査の結果について	地方自治法第199条第9項の規定による報告。	了承
焼154-94号	令和5年1月分例月出納検査報告書	地方自治法第235条の2第3項の規定による報告。	了承